

島根県地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は
病床数の変更に関する給付金支給要綱

(通則)

1 島根県地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において支給するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この支給要綱の定めるところによる。

(支給の目的)

2 この給付金は、地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進させることを目的とする。

(対象事業)

3 この給付金の対象は、「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床の変更に関する事業」のとおりとする。

(支給額の算定方法)

4 この給付金の支給額は、令和3年度「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床の変更に関する事業」の助成額算定方法に基づき算定する。

(支給の条件)

5 この給付金の支給の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 給付金の対象の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 給付金の対象を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 給付金に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 受給者が地方公共団体の場合

給付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を給付金

の額の確定の日（中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 受給者が地方公共団体以外の場合

給付に係る収入を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を給付金の額の確定の日（中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 6 この給付金の支給の申請は、「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」に定める申請に必要な書類を添えて、別に指示する期日までに、知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 給付金の支給決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加支給申請等を行う場合には、6に準じた必要書類を添えて、別に指示する期日までに行うものとする。

（給付金の概算払）

- 8 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

（状況報告）

- 9 病院等は給付金の対象の内容の遂行状況について知事の要求があったとき、別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

（支給決定の取消等）

- 10 知事は、5の（2）の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、給付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- （1）病院等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）病院等が、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - （3）支給の決定後生じた事情の変更等により、支給の必要がなくなった場合

（給付金の返還）

- 11 受給者は、前条の規定による取消しの命令を受けた場合において、既に給付金の支払いを受けたときは、知事が別に指示する方法により、給付金を返還しなければならない。

ない。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6及び7に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

(書類等の提出)

- 13 この要綱の規定により知事へ提出する書類は、医療政策課へ提出する。

(補足)

- 14 この要綱に定めるもののほか、この給付金の支給に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則 (令和3年6月8日医第415号)

1. この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。